

行政コスト計算書について

1 行政コスト計算書の体系

行政コスト計算書とは、説明責任、透明性の観点から、首都高速道路公団の特性を捨象し、首都高速道路公団が民間企業として活動を行っているとは仮定した場合の財務書類です。まず、企業会計原則に準拠した会計処理による民間企業仮定貸借対照表、民間企業仮定損益計算書等を作成し、民間企業仮定損益計算書に計上された費用から自己収入等を控除し、これに政府出資金等に係る機会費用を加算して、行政コストを算出しています。

[行政コスト計算書の体系]

行政コスト計算財務書類

行政コスト計算書

- (添付) ・ 民間企業仮定貸借対照表
 ・ 民間企業仮定損益計算書
 ・ キャッシュ・フロー計算書
 ・ 民間企業仮定利益処分計算書
 ・ 附属明細書

連結行政コスト計算書

- (添付) ・ 民間企業仮定連結貸借対照表
 ・ 民間企業仮定連結損益計算書
 ・ 連結キャッシュ・フロー計算書
 ・ 民間企業仮定連結剰余金計算書
 ・ 連結附属明細書

2 民間企業仮定財務諸表について

首都高速道路公団では、平成 17 年 8 月 12 日に企業会計原則に準拠した会計処理による財務諸表（平成 16 年度民間企業並財務諸表）を公表しており、行政コスト計算書の作成に当たっては、この民間企業並財務諸表を行政コスト計算財務書類における民間企業仮定財務諸表として整理しています。

民間企業仮定財務諸表の主な計数は以下のとおりです。

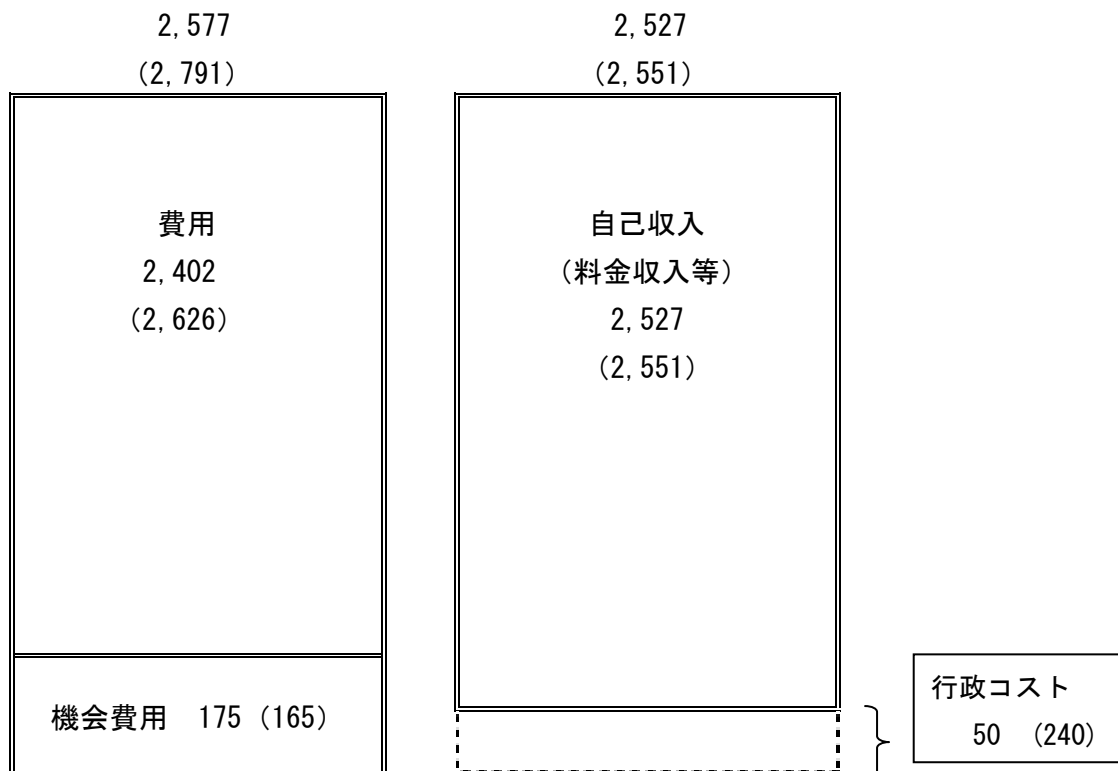
・ 資本計（民間企業仮定貸借対照表）	10, 592 億円
・ 当期純利益（民間企業仮定損益計算書）	124 億円
・ 営業活動による CF（キャッシュ・フロー計算書）	1, 203 億円

3 行政コストの算出

民間企業仮定損益計算書に計上された費用から自己収入等を控除し、これに政府出資金等に係る機会費用を加算して、行政コストを算出しています。

図1 行政コスト計算書

(単位：億円、() の数値は平成15年度の値)



※ 機会費用：政府等出資金残高に10年もの国債利回りを乗じたコストなど

(注) 単位未満四捨五入のため、合計とは端数において合致しないものがあります(次頁以降も同じ)。

上記のとおり、民間企業仮定損益計算書に計上された費用は自己収入を下回っていますが、当該費用に機会費用を加えた額は自己収入を上回っており、平成16年度の首都高速道路公団の行政コストは50億円となっています。

なお、政府・地方公共団体の出資金は、適正な料金水準の確保のため、借入金の金利負担を軽減することを目的に充当されているものです。

また、有料道路事業により良質のインフラ資産が形成されるとともに、その整備に伴って大きな経済効果その他都市再生等に資する各種の効果が創出されることにも留意する必要があります。

- ・首都高速道路ネットワークのもたらす直接的経済効果は走行時間の短縮、走行経費節減、交通事故の減少による便益があり、年間約2兆円と推計されます。
- ・首都高速道路の1日当たりの利用交通量は112万台、利用者数は、約200万人に達しており、東京都市圏において輸送される貨物の4割を担っています。また、二酸化炭素や窒素酸化物などの排出量削減等環境改善に寄与しています。

4 子会社・関連会社の取扱い

(1) 子会社・関連会社の判定

行政コスト計算書作成指針に従い、「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する監査上の取扱い」（平成10年12月8日 日本公認会計士協会監査委員会報告第60号）を基準として、子会社・関連会社を判定しています（取引高等は平成17年3月期、役員は平成17年6月末時点の状況により判定）。

なお、首都高速道路公団が議決権を所有している会社はありません。

①子会社の判定

首都高速道路公団は議決権を所有しないものの、人事、取引等において緊密な関係がある者（※）が、過半数の議決権を所有し、かつ、次のいずれかの要件に該当する会社

- a) 首都高速道路公団のOB等が取締役会等の構成員の過半数を占めている
- b) 重要な財務及び営業等の方針の決定を支配する契約等が存在する（重要性については、売上高に占める首都高速道路公団との取引高の割合が50%以上で判定）

a) 0社（0社）

b) 2社（0社）

計 2社（0社）（重複除き・（ ）内は平成15年度）

②関連会社の判定

首都高速道路公団は議決権を所有しないものの、人事、取引等において緊密な関係がある者（※）が、20%以上の議決権を所有し、かつ、次のいずれかの要件に該当する会社

- a) 首都高速道路公団のOB等が代表取締役、取締役等の役職に就任している
- b) 重要な営業上又は事業上の取引がある（重要性については、売上高に占める首都高速道路公団との取引高の割合が30%以上で判定）

a) 6社（8社）

b) 6社（6社）

計 6社（8社）（重複除き・（ ）内は平成15年度）

（注）平成16年度に設立された会社の株主の状況等から、子会社は2社（2社増）、関連会社が6社（2社減）となったものである。

※「緊密な者」の判定

- ・OB等が、取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めている会社
- ・OB等が、代表権のある役員として派遣されており、かつ、取締役会その他これに準ずる機関の構成員の相当数（30%～50%）を占めている会社
- ・首都高速道路公団との間の営業取引契約に関し、首都高速道路公団に対する事業依存度が著しく大きい会社（売上高に占める首都高速道路公団との取引高の割合が50%以上で判定）

首都高速道路公団の子会社及び関連会社

NO	会社名	区分	子会社※１		
			ア)	イ) a)	イ) b)
1	横浜アールエス(株)	料金			○
2	ケイエス(株)	料金			○

NO	会社名	区分	関連会社※２		
			ア)	イ) a)	イ) b)
1	(株)エフイージー	料金		○	○
2	ケイウエル(株)	料金		○	○
3	(株)とうさい	料金		○	○
4	(株)トーワン	料金		○	○
5	ユニ(株)	料金		○	○
6	とうしん(株)	交通		○	○

[区分]

料金：主として料金收受業務を行っている会社

交通：主として交通管理業務を行っている会社

※１ 子会社の判定項目について

ア) 首都公団が議決権の５０％超を所有する会社

イ) 首都公団は議決権を所有しないものの、人事、取引等において緊密な関係がある者が、過半数の議決権を所有し、かつ、次のいずれかの要件に該当する会社

a) 首都公団出身者が取締役会等の構成員の過半数を占めている

b) 重要な財務及び営業等の方針の決定を支配する契約等が存在する

(重要性は売上高に占める首都公団との取引高の割合が５０％以上で判定)

※２ 関連会社の判定項目について

ア) 首都公団が議決権の２０％以上（５０％以下）を所有する会社

イ) 首都公団は議決権を所有しないものの、人事、取引等において緊密な関係がある者が、２０％以上の議決権を所有し、かつ、次のいずれかの要件に該当する会社

a) 首都公団出身者が代表取締役、取締役等の役職に就任している

b) 重要な財務及び営業等の方針の決定を支配する契約等が存在する

(重要性は売上高に占める首都公団との取引高の割合が３０％以上で判定)

首都高速道路公団の子会社・関連会社（８社）の概要

１．子会社・関連会社

子会社・関連会社の主な業務内容は、料金収受業務、交通管理業務となっています。

子会社	２社
関連会社	６社
計	８社

平成 15 年度
子会社 0 社、関連会社 8 社
計 8 社

なお、８社のうち、首都高速道路公団が出資している会社はありません。

２．子会社・関連会社の概要（平成 16 年度）

(1) 当期利益の合計

0.5 億円（１社平均 0.06 億円）

(2) 剰余金の合計

1.2 億円（１社平均 1.5 億円）

(3) 売上高に占める首都高速道路公団との取引額

8.8 億円中 8.8 億円（99.7%）

(4) 首都公団出身者が社長に就任している会社

8 社中 4 社（50%）

(5) 首都公団出身の取締役数

34 人中 15 人（44%）

平成 15 年度
当期利益
0.4 億円（平均 0.06 億円）
剰余金
17 億円（平均 2.1 億円）
売上高中の首都公団取引高
66 億円中 65 億円（98%）
首都公団出身が社長の会社
8 社中 4 社（50%）
首都公団出身の取締役
34 人中 16 人（47%）

子会社・関連会社について

これらの会社には、首都高速道路公団との資本関係はない。

数字は平成17年3月期決算。また役員の状況は、平成17年6月末現在。

	NO.	会 社 名	主な業務概要	役員の状況								資本の状況 資本金 (百万円)	売上の状況			その他財務諸表項目		
				公団出身 者が代表 取締役	公団出身 者が社長	役員数(人)			取締役数(人)				売上高(百万円)			(百万円)		
						うち公団出身者 比率			うち公団出身者 比率				うち公団との取引額 比率			経常 損益	当期 損益	剰余金
子 会 社	1	横浜アールエス(株)	料金收受業務			7	2	28.6%	5	2	40.0%	30	1,012	1,010	99.8%	136	76	76
	2	ケイエス(株)	料金收受業務	○		6	2	33.3%	4	2	50.0%	30	1,144	1,140	99.7%	61	9	9
		子会社計		1	0	13	4	30.8%	9	4	44.4%	60	2,157	2,150	99.7%	197	86	85
		(1 社平均)			7	2		5	2		30	1,079	1,075		99	43	43	
関 連 会 社	3	(株)エフイージー	料金收受業務	○	○	7	2	28.6%	5	2	40.0%	30	1,245	1,242	99.8%	47	24	32
	4	ケイウエル(株)	料金收受業務			5	2	40.0%	4	2	50.0%	34	291	288	99.0%	▲ 103	▲ 103	299
	5	(株)とうさい	料金收受業務	○	○	5	2	40.0%	4	2	50.0%	30	1,110	1,107	99.7%	54	20	27
	6	(株)トーワン	料金收受業務	○	○	6	2	33.3%	4	2	50.0%	40	1,544	1,536	99.5%	▲ 23	4	328
	7	ユニ(株)	料金收受業務	○		6	2	33.3%	4	2	50.0%	30	1,232	1,229	99.8%	43	29	46
	8	とうしん(株)	交通管理業務	○	○	6	1	16.7%	4	1	25.0%	30	1,211	1,209	99.8%	▲ 9	▲ 10	398
		関連会社計		5	4	35	11	31.4%	25	11	44.0%	194	6,634	6,611	99.7%	10	▲ 35	1,131
		(1 社平均)			6	2		4	2		32	1,106	1,102		2	▲ 6	189	
子会社・関連会社8社合計				12	13	48	15	31.3%	34	15	44.1%	254	8,791	8,761	99.7%	207	51	1,216
(1 社平均)					6	2		4	2		32	1,099	1,095		26	6	152	

子会社NO.1 横浜アールエス(株)の売上高はH16.4.27～H17.3.31、子会社NO.2 ケイエス(株)の売上高はH16.5.20～H17.3.31で計上。

端数処理の関係で、合計・割合が一致しない場合がある。

（２）連結に係る会計処理

「特殊法人等に係る行政コスト計算書作成指針」に基づき、「連結財務諸表原則（平成９年６月６日企業会計審議会）」及び「同注釈」に従い、会計処理を行っています。

子会社２社については、首都高速道路公団の民間企業仮定財務諸表に子会社の個別財務諸表を合算した上で、相互取引などの相殺消去を行います。首都高速道路公団はいずれの子会社にも出資していないため、子会社の利益はすべて少数株主損益（外部株主の利益）に計上されています。同様に、子会社の資本（剰余金を含む）はすべて少数株主持分（外部株主の持分）に計上されています。

関連会社６社については、持分法を適用しています。首都高速道路公団はいずれの関連会社にも出資していないため、首都高速道路公団に帰属する関連会社の利益金はなく、連結当期損益に反映されません。

図２ 民間企業仮定財務諸表と民間企業仮定連結財務諸表の比較（単位：億円）

① 貸借対照表

（カッコ）内は単体との増減比較

民間企業仮定貸借対照表

資産	負債
62,333	51,740
	資本 10,592



民間企業仮定連結貸借対照表

資産	負債
62,337(+4) 1	51,744(+4) 2
	少数株主持分 3
	↓
	1(+1)
	資本 10,592(0)

※1、2 子会社の個別財務諸表と合算した上で、連結グループ内部の債権・債務を相殺消去。

※3 子会社の資本のうち、外部株主（子会社の株主のうち、首都高速道路公団及び他の子会社を除いた株主）に帰属する資本。

② 損益計算書

(カッコ)内は単体との増減比較

民間企業仮定損益計算書

費用 2,402	収益 2,527
利益 124	



民間企業仮定連結損益計算書

費用 2,401 (-1) ※4	収益 2,527 (0) ※5
↓ 6	
少数株主利益 1 (+1)	
利益 124 (0)	

※4、5 子会社の個別財務諸表と合算した上で、連結グループ内部の取引による売上と費用を相殺消去。

※6 子会社の損益のうち、外部株主（子会社の株主のうち、首都高速道路公団及び他の子会社を除いた株主）に帰属する損益

連結に伴う専門用語

【外部株主】

子会社の株主のうち、親会社（首都高速道路公団）及び他の子会社を除いた株主のことです。関連会社や「緊密な者」は外部株主に該当します。

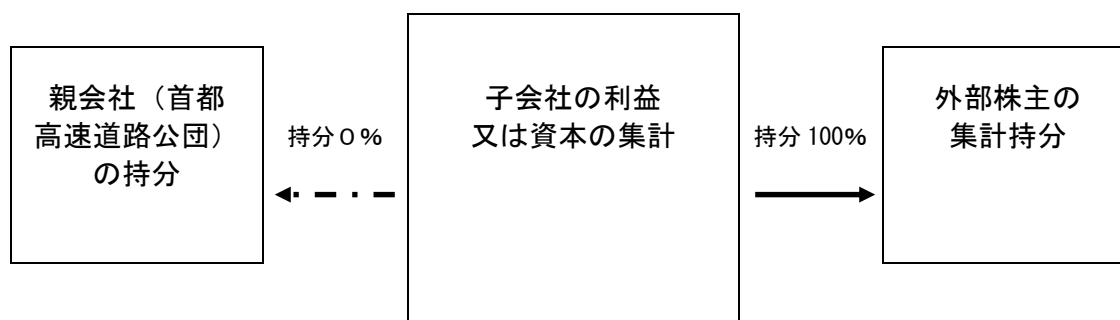
【少数株主利益（損失）】と【少数株主持分】

子会社の利益（損失）又は資本のうち外部株主に帰属する利益（損失）又は資本のことを少数株主利益（損失）又は少数株主持分といいます。

連結は、子会社の利益（損失）又は資本の集計（子会社の個別財務諸表を合算した上で、相互取引などの相殺消去を行った後の利益又は資本の総額）を、親会社と外部株主が、それぞれ持分比率に応じて分配するための計算です。

通常は、親会社が子会社の株を保有しているので、子会社の利益（損失）又は資本のうち、親会社の持分以外の部分を少数株主利益（損失）又は少数株主持分に計上します。

しかし、首都高速道路公団はいずれの子会社にも出資していないため（下図）、連結財務諸表上、子会社の利益（損失）又は資本は、すべて少数株主利益（損失）又は少数株主持分に計上されます。



【持分法】

関連会社が計上した利益又は損失のうち、親会社の持分比率に相当する部分を、親会社（首都高速道路公団）の貸借対照表に計上している関連会社への投資残高に加減する方法のことです。持分法によって、関連会社の業績が親会社の財務諸表上に反映されます。

しかし、首都高速道路公団はいずれの関連会社にも出資していないため、連結財務諸表の数値に影響を与えません。

5 関連公益法人等の取扱い

(1) 関連公益法人等の判定

関連公益法人等については、行政コスト作成指針に従って、該当する法人等を判定し、附属明細書において、業務内容、首都高速道路公団との関係、役員の氏名、総売上高と首都高速道路公団の発注高、決算財務諸表等の関係情報をディスクローズしています。

①役員のうち、首都高速道路公団の出身者の占める割合が1／3以上

②売上高に占める首都高速道路公団の発注額が1／3以上

① 2 法人（1 法人）

② 3 法人（3 法人）

計 3 法人（3 法人）（重複除き・（ ）内は平成15年度）

(2) 関連公益法人の子会社の判定

①または②に該当する関連公益法人が議決権を所有しないものの、人事、取引等において緊密な関係にある者が過半数の議決権を所有し、かつ、関連公益法人出身者が取締役会等の構成員の過半数を占めている会社

該当なし（該当なし）（（ ）内は平成15年度）

(3) 関連公益法人の関連会社の判定

①または②に該当する関連公益法人が議決権を所有しないものの、人事、取引等において緊密な関係にある者が20%以上の議決権を所有し、かつ、関連公益法人出身者が代表取締役、取締役等の役職に就任している会社

該当なし（該当なし）（（ ）内は平成15年度）

NO	会社名	区分	関連公益法人 ※1	
			ア)	イ)
1	(財)首都高速道路技術センター	調査		○
2	(財)首都高速道路補償センター	調査	○	○
3	(社)首都高速サービス推進協会	調査	○	○
4	(財)首都高速道路協会※2	管理		
	4 法人計		2	3

[区分] 調査：主として調査研究業務を行っている公益法人

管理：主として道路の高架下用地の管理業務を行っている公益法人

※1 関連公益法人について

ア) 役員のうち、首都公団出身者の占める割合が1／3以上

イ) 売上高に占める首都公団の発注額が1／3以上

※2 (財)首都高速道路協会は、ア)、イ)のいずれにも該当しないが、首都高速道路公団と業務関係があるので、関連公益法人として掲載した。

関連公益法人について

数字は、平成17年3月期決算。役員の状況は、平成17年6月末現在。

NO.	会 社 名	主な業務概要	役員の状況							資本の状況	収入の状況			その他財務諸表項目	
			公団出身 者が代表 者	役員数(人)	うち公団出身者		理事数(人)	うち公団出身者		資本金 (百万円)	事業収入(百万円)			(百万円)	
						比率			比率			うち公団との取引額	当期正味	正味財産	
															財産増減額
1	(財)首都高速道路技術センター	道路に関する技術的な調査研究業務	○	10	3	30.0%	9	3	33.3%	150	5,570	4,867	87.4%	▲ 143	565
2	(財)首都高速道路補償センター	用地補償関連業務	○	11	4	36.4%	9	4	44.4%	120	958	807	84.2%	▲ 1	143
3	(社)首都高速サービス推進協会	広報業務	○	12	8	66.7%	10	6	60.0%	50	502	186	37.1%	6	284
4	(財)首都高速道路協会	休憩施設等運営業務	○	14	4	28.6%	12	4	33.3%	150	2,688	311	11.6%	44	875
	計		4	47	19	40.4%	40	17	42.5%	470	9,718	6,171	63.5%	▲ 94	1,867
	(1社平均)			12	5		10	4		118	2,430	1,543		▲ 23	467